

中札内村住宅リフォーム支援事業について

令和8年度から申請区分および募集件数を設定します。また、選考方式を随時募集から抽選方式に変更します。

【分類内容および募集件数】

区分	基準	募集件数
省エネ性能向上型改修工事	一定の省エネ基準を満たす改修工事	30件
従来型改修工事	上記以外の工事を含む改修工事	5件

※申請状況に応じて、追加募集を行う場合があります。

【選考方式】

項目	内容
選考方式	抽選方式
申込期間	令和8年4月1日(水)～令和8年5月31日(日) ※対面申請の場合は、令和8年5月29日(金)まで
抽選方式	くじ引き(募集件数に満たない場合は、くじ引きは行いません。)
申込方法	電子申請または対面申請
申込書類	①申込書(必須)、②見積書(任意)

【事業概要】

本制度は、住宅のリフォームを行った方に対して、予算の範囲内でリフォーム費用の一部を助成する制度です。

下記の★助成対象要件に該当する方は、『中札内村住宅リフォーム支援事業交付申請書』により申請することができます。

※助成を受けられるのは1つの住宅に対して1度限りです。

※着工前に申請し、申請年度内の3月10日までに工事を完了する必要があります。

※外壁・屋根の改修など外部での作業が必要な工事は、冬期間に行うことができませんのでご注意ください。工事時期によっては翌年度の申請をご検討ください。

★助成対象要件

1. 中札内村に住民票がある方
※移住者については、実績報告までに中札内村に住民票がある方
2. リフォームする住宅の所有者であり、住宅に居住しているまたは住宅の取得後にリフォームを行い、居住する方
3. 市町村税等を滞納していない方
4. 過去に本事業による助成金の交付を受けていない方

※中札内村空き地・空き家バンクに登録された賃貸住宅をリフォームする場合は、住宅の所有者であれば住民票及び居住の有無は問いません。



○助成対象工事費

1. 交付決定を受けた後に着工する工事で、申請年度の3月10日までに完了することができる工事であること。
2. リフォーム工事一覧表（別紙）で交付対象となる工事費用が30万円（税抜き）以上となること。

○助成額

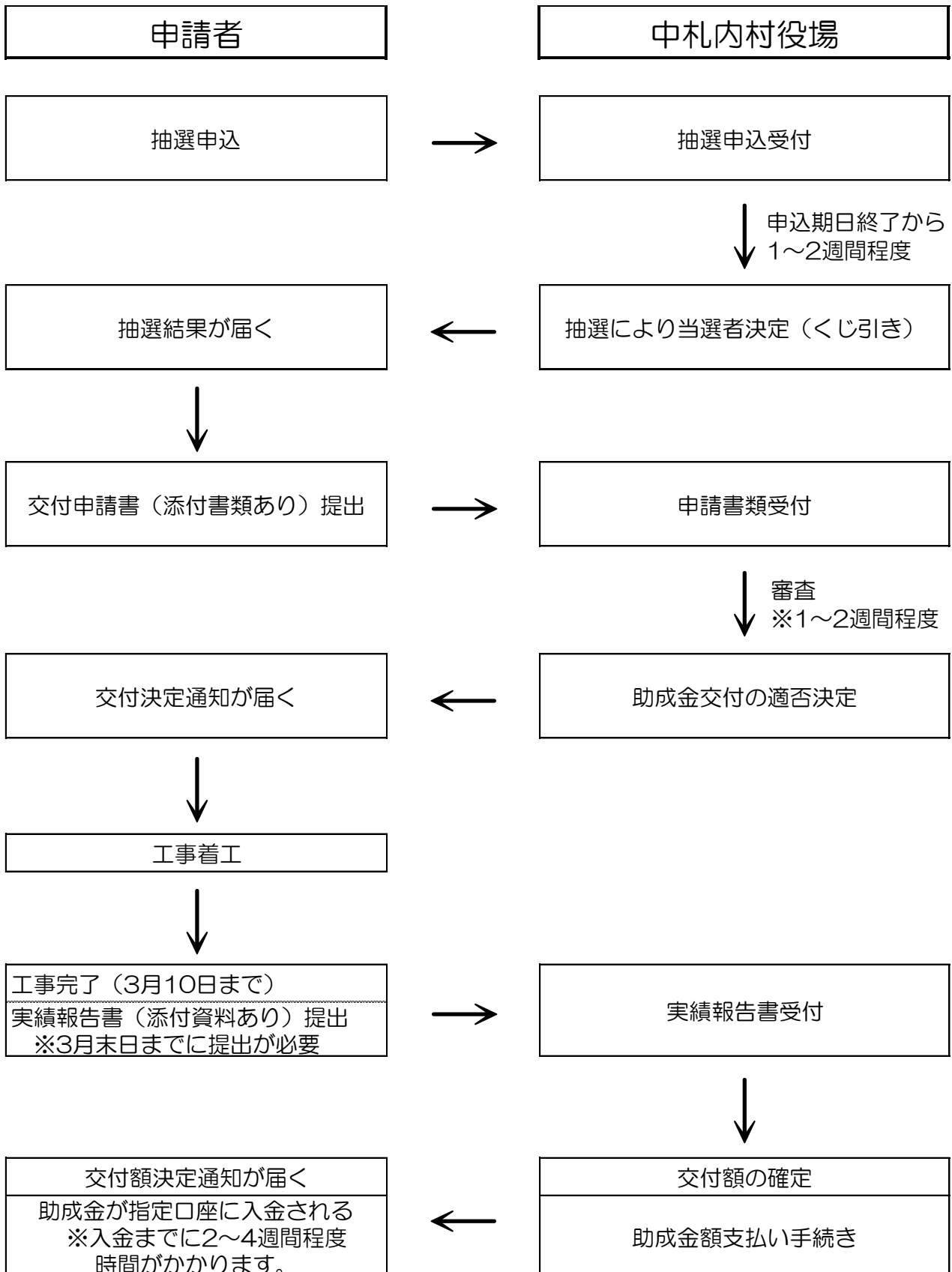
助成額	助成対象工事費の20%以内 （上限20万円）
※本人または同居親族が65歳以上 18歳到達年度末日までの同居親族が いる場合	助成対象工事費の30%以内 （上限30万円）
加算額 ※村内業者の工事割合が50%以上の場合	助成対象工事費の10%以内 （上限10万円）

○受付窓口

中札内村役場施設課施設グループ 電話：0155-67-2496

参 考

中札内村住宅リフォーム支援事業の流れ



※交付申請後、工事内容に変更がある場合は、変更（廃止）申請書の提出が必要です。
詳しくは施設課（0155-67-2496）までご連絡ください。